

「自転車道除草作業」仕様書

1 業務名

自転車道除草作業

2 業務の目的

適切な道路空間を確保するため、繁茂している草竹の処理を行うものである。

※処理範囲は、舗装端から約1m外側まで



断面図（赤線の範囲）

3 履行期間

契約締結の翌日から令和8年10月31日まで

以下の3回を想定しているが、繁茂状態によっては前後する場合もある。

- 1回目： 5月末ごろ
- 2回目： 7月末ごろ
- 3回目： 9月末ごろ

4 履行場所

右京区西京極西中島町他地内

詳細については、別紙を参照

5 業務内容

- ◇ 除草、除伐、処分
- ◇ 作業区間の前後には、予告看板を設置すること。
- ◇ 作業範囲周囲には、保安施設を設置すること。
- ◇ 飛散防止ネットを用い、通行者へ跳ね石等が当たらないようにすること。
- ◇ 自転車・歩行者が接近した際は、誘導もしくは作業を中止して通過させること。
(速度を出した自転車が通る場合がある)

6 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

位置図・写真

